

入 札 説 明 書

(令和6年10月11日付官報公告分)

国立大学法人一橋大学

入札説明書

国立大学法人一橋大学の特定調達契約に係る入札公告(令和6年10月11日付け第9号)に基づく入札等については、政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、日本の公共部門のコンピュータ製品及びサービスの調達の関する措置について(平成4年1月20日アクションプログラム実行推進委員会)、物品に係る政府調達手続きについて(運用指針)(平成6年3月28日アクションプログラム実行推進委員会)及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

- (1) 国立大学法人一橋大学 学長 中野 聡
- (2) ◎調達機関番号 415 ◎所在地番号 13
所在地 〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地

2. 調達内容

- (1) 品目分類番号 71、27
- (2) 購入等件名及び数量
Taylor & Francis Read & Publish の利用 一式
- (3) 調達件名の特質等
提供業務の仕様に関し、国立大学法人一橋大学長(以下「学長」という。)が入札説明書で指定する特質等を有すること。(詳細は、別冊仕様書による。)
- (4) 履行期間 令和7年1月1日から令和7年12月31日
- (5) 履行場所 国立大学法人一橋大学
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から消費税法第2条第1項第8号の4に規定される「事業者向け電気通信利用役務の提供」にかかる金額を除いた額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約金額から当該金額に含まれる消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札保証金及び契約保証金 全部免除

3. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人一橋大学契約事務取扱細則(以下「細則」という。)第6条及び第7条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 未成年者(婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。)、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これにあたらぬ。

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同じ。）

(ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和6年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査を行う必要がある。

競争参加資格に関する問い合わせは、令和6年3月29日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。なお、本学における資格審査は、本調達については行っていない。

(3) 入札公告においてアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。

(5) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

(6) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4. 入札書の提出場所等

(1) 入札書、並びに入札公告及び入札説明書に示した特定役務を履行できることを証明する書類（以下「履行できることを証明する書類」という。）の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒186-8601 東京都国立市中2丁目1番地

国立大学法人一橋大学 学術・研究推進部学術情報課 柴田育子

TEL:042-580-8242 e-mail: lib-zj.g2@ad.hit-u.ac.jp

(2) 入札書及び履行できることを証明する書類の受領期限

令和6年12月4日 17時00分（郵送する場合には受領期限までに必着のこと）

(3) 入札書の提出方法

① 競争加入者等は、別紙の仕様書及び契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、前記4(1)に掲げる者に説明を求める

ことができる。

- ② 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式 1 の入札書を作成し、直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 6 年 12 月 17 日開札 Taylor & Francis Read & Publish の利用 一式の入札書在中」と朱書しなければならない。
 - (ア) 請負件名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和 6 年 12 月 17 日開札 Taylor & Francis Read & Publish の利用 一式の入札書在中」と朱書し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書し、前記 4. (1) 宛に入札書の受領期限までに到着するよう送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 請負件名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 請負件名に重大な誤りのあるもの
- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
- ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑩ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和 55 年政令第 300 号) 第 8

条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの

⑪ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）

⑫ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。

② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和6年12月17日 11時00分 一橋大学国立キャンパス法人本部棟7階大会議室

(8) 開札

① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記①の立会職員以外の者は入場することはできない。

③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が前記4.(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。

⑤ 競争加入者等は、学長が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。

⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。

(ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者

⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札を行う。

5. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び別紙の履行できることを証明す

る書類を、前記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、前記4.(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。

- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、学長から履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙様式2により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 学長は、提出された書類を競争参加資格の確認、並びに入札公告及び入札説明書に示した特定役務を履行できることの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、判断の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 前記4.(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した競争加入者等であって、前記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が国立大学法人一橋大学会計規則第37条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加入者等からの同等のものを提供するとの申し出により入札書を受領した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき開札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者を落札決定の対象とする。

- ④ 学長は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に書面により通知する。
- ⑤ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に学長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 前記②の場合において、学長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 学長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 支払条件

利用代金は令和7年1月以降に支払うものとする。

請求書は、本学学術・研究推進部学術情報課学術情報係へ送付するものとし、適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月25日までに、契約者の指定する銀行等の口座に支払うものとする。

(8) 調達件名の検査等

- ① 落札者が入札書とともに提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて履行検査等の対象とする。
- ② 履行検査終了後、請負期間中において、落札者が提出した履行できることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。

別 紙

競争参加資格の確認のための書類及び役務を提供できることを証明する書類

以下に掲げる書類は、令和6年12月4日(水) 17時(時間厳守)までに本学学術・研究推進部学術情報課(学術情報係)にご提出願います。

1. 入札書(別紙様式1)

2. 委任状

3. 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し ----- 1部
- (2) 入札説明書3の(1)の①及び②に該当していないことの証明書(別紙様式2)
----- 1部

4. 役務を提供できることを証明する書類

- (1) 入札役務を提供できることを証明する書類(代理店証明書等) ----- 1部
- (2) 入札役務のアフターサービスの体制を証明する書類(障害等が発生した場合のアフターサービス体制を示す書類) ----- 1部
- (3) 入札役務の競争加入者等による国又は国立大学法人、地方公共団体等における提供(契約)実績一覧表(納入先、時期は必須) ----- 1部
- (4) メーカー等による定価証明書(提出可能な場合) ----- 1部

5. その他

本件に関する競争加入者等による見積書

- ① 定価(標準販売価格)見積書 ----- 1部
オープン価格の物品については、標準価格を設定して記載すること。
- ② 参考見積書 ----- 1部

入 札 書

件名 Taylor & Francis Read & Publish の利用 一式

入札金額

金

円也

〔うち「事業者向け電気通信利用役務の提供」にかかる金額を除いた額〕
円（税抜）

仕様書に従って上記の役務を提供するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

一 橋 大 学 御 中

競争加入者

〔住所〕

〔氏名〕

備考

- (1) 競争加入者の氏名は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。
- (3) 入札書は作成時点で当該権限を有するものが記名・押印すること。

国立大学法人一橋大学 御中

競争加入者

住所

氏名

印

入札説明書3の(1)の①及び②に該当していないことの証明書

当社は、「Taylor & Francis Read & Publishの利用 一式」の入札参加にあたり、下記事項のいずれにも該当しないことを確約いたします。

記

1. 入札説明書3の(1)の①に定める、
成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ないもの。
2. 入札説明書3の(1)の②に定める、
以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者